



一般事業主行動計画

計画期間：平成30年4月1日～平成32年3月31日

社員、準社員、嘱託社員、契約社員（以下「社員等」という。）が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

目標1：調和のとれた仕事と生活の実現に 資するべく、労働条件を整備する

【対策】

- 平成30年4月～ 労働時間や休暇についての見直し案の検討
- 平成30年9月～ 社員等への聞き取り調査、試行準備
- 平成31年4月～ 試行による検証、実施案の検討
- 平成31年10月～ 条件整備の実施、全ての社員等への周知

目標2：地域の子どもの工場見学及び 若者のインターンシップの受入を行う

【対策】

- 平成30年4月～ 関係機関及び学校との連携
- 平成30年5月～ 工場見学及びインターンシップの受入開始